

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年4月18日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

席次について	3
議会運営委員会理事会の会議記録について	3
会派の異動に伴う協議事項について	3
(1) 会派の異動について	3
(2) 役職人事について	4
(3) 議席の一部変更について	4
(4) 会派控室について	4
第2回臨時会について	5
(1) 臨時会の提案事項について	5
(2) 臨時会の日程について	5
(3) 本会議の会議録署名議員について	6
(4) 発言通告について	6
(5) 議場でのあいさつについて	6
特別委員会について	7
常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について	7
広報委員会及びICT活用推進検討委員会について	7
その他	
(1) クールビズの見直しについて	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和6年4月18日(木) 午前9時59分～午前10時19分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理 事 吉 田 あ い 理 事 山 田 耕 平 理 事 川原口 宏 之 理 事 松 本 みつひろ	理 事 脇 坂 たつや 理 事 ひわき 岳 理 事 安 斉 あきら
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	副議長 渡 辺 富士雄	
出席理事者	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 森 雅 之 庶 務 係 長 田 口 昌 実 担 当 書 記 橘 川 敦 江	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男

(午前 9時59分 開会)

吉田理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

最初に、理事の異動について御報告いたします。

4月17日付で理事である岩田いくま議員から議会運営委員の辞任願が提出され、同日付で脇坂たつや議員が議長の指名により委員に選任されております。また、本日の理事会から脇坂委員に理事として出席していただいております。よろしく願いいたします。

《席次について》

吉田理事 初めに、席次についてですが、ただいまお座りの席でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

吉田理事 それでは、この席次で決定いたします。

《議会運営委員会理事会会議録について》

吉田理事 次に、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、3月13日、3月18日の2回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

吉田理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《会派の異動に伴う協議事項について》

(1) 会派の異動について

吉田理事 次に、会派の異動に伴う協議事項についてです。

まずは、会派の異動について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料1を御覧ください。会派別議員氏名一覧でございます。4月17日付で岩田議員から会派結成届が提出されました。会派名称、略称、所属議員は資料記載のとおりでございます。

なお、会派順序は届出順により資料のとおりとなっております。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

吉田理事 それでは、この件については説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

(2) 役職人事について

吉田理事 続いて、役職人事について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料2を御覧ください。会派異動後の人数で再計算した議会運営委員会委員の割当てでございます。議会運営委員会委員は、申合せにより交渉会派の人数案分を割当て人数としており、会派の構成が変更となったことに伴う委員の見直しが必要となりますが、資料のとおり、交渉会派の人数案分に変更は生じていません。

次に、常任・特別の各委員会委員の構成は、任期満了が1か月ほどとなるため、見直しをしないこととしてはどうか、協議いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、まず議運委員については説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

また、常任・特別委員会委員の構成ですが、任期満了まであと1か月ほどとなりますので、委員の見直しは行わないということにしたいと思っております。御協力ありがとうございます。

(3) 議席の一部変更について

吉田理事 次に、議席の一部変更について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料3を御覧ください。議席について、会派の異動に伴い網かけ部分を変更する案でございます。変更案で了承が得られましたら、この後開催の議会運営委員会に諮り、第2回臨時会の本会議の議題に追加したいと考えています。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会において諮ることといたします。

(4) 会派控室について

吉田理事 続いて、会派の控室について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料はございません。会派の異動に伴い控室を変更する必要がございます。事務局から関係会派と調整しながら進める予定でございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、説明のとおり進めていただくようお願いいたします。

《第2回臨時会について》

(1) 臨時会の提案事項について

吉田理事 次に、第2回臨時会についてです。

臨時会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料4を御覧ください。区長から条例案件2件、補正予算1件が提出される予定です。この後開催の議会運営委員会で理事者から説明がある予定です。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、この件については、この後の議会運営委員会で理事者から説明があります。

(2) 臨時会の日程について

吉田理事 次に、臨時会の日程案について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料5を御覧ください。令和6年第2回臨時会日程（案）でございます。4月25日、会期は1日間。午前10時本会議を開会、議案上程、委員会付託。本会議終了後、区民生活委員会を開催。区民生活委員会終了後、総務財政委員会を開催。総務財政委員会終了後、議会運営委員会理事会を開催。議運理事会終了後、議会運営委員会を開催。議運終了後、本会議を再開し、議案上程、採決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程案については議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

また、臨時会終了後、第2回定例会の日程などを協議するため、議運理事会及び議運を開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、臨時会の日程案については、この後の議会運営委員会に諮ることいたします。

(3) 本会議の会議録署名議員について

吉田理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料はございません。会議録署名議員は、16番宇田川ゆうじ議員、33番山田耕平議員。

以上でございます。

吉田理事 この件についてはよろしくをお願いいたします。

(4) 発言通告について

吉田理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料はございません。4月25日木曜日本会議の発言通告について、会期の決定から議案付託までは2日前の4月23日火曜日午後5時まで、議案に対する討論に関しては、本会議再開までの時間がないことから、総務財政委員会終了から10分後までとしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、発言通告の期限については、この後の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

(5) 議場でのあいさつについて

吉田理事 次に、議場でのあいさつについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料はございません。1定最終日に議会の同意を得て就任した副区長の白垣学氏及び教育長の渋谷正宏氏から開会前に挨拶をしたいとの申出がありました。これを受けるとし、挨拶していただくことでよろしいでしょうか。

説明は以上でございます。

吉田理事 この件につきましてはぜひ御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《特別委員会について》

吉田理事 次に、特別委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 資料6を御覧ください。慣例により、この時期、特別委員会の見直しの検討が

行われています。現在4つの特別委員会が設置されており、各委員会の名称、定数及び付議事件は資料のとおりでございます。特別委員会の構成は現在のままでよいか、また、見直す点はあるかなど、検討のほどよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、特別委員会の構成は現在のままでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、特別委員会の構成は現在のままといたします。

《常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について》

吉田理事 次に、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてです。

昨年5月22日の第1回臨時会の本会議で常任委員会及び議会運営委員会委員を選任いたしました。任期は1年となっているため、改めて委員の選任を行う必要があります。つきましては、昨年と同様に臨時会を開催し、各委員を選任してはどうかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、常任委員会委員の選任についてと議会運営委員会委員の選任についてを付議事件とし、臨時会を開催する方向で手続を進めてまいりたいと思います。

《広報委員会及びICT活用推進検討委員会について》

吉田理事 次に、広報委員会及びICT活用推進検討委員会についてです。

こちらについては、例年常任委員会委員の改選時期に合わせて委員の改選を行っております。今年についても改選を行うことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 それでは、そのようにいたしますので、各会派から1名を選出し、5月15日水曜日までに事務局にお知らせください。

《その他》

(1) クールビズの見直しについて

吉田理事 次に、クールビズの見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 例年申し合わせに基づき、5月1日から10月31日までの期間、クールビズを実

施してきました。区長部局では、春や秋であっても暑い日や寒い日があることから、一年を通して気温に適した服装の選択を行いやすくするため、5月1日からノーネクタイなどの軽装勤務の通年実施をする旨の情報がありました。これまで区議会としては、区の実施に合わせてクールビズを実施してきたところですが、区がクールビズの見直しを行ったことに伴い、区議会も同様の運用に変更するかどうか、協議いただきたいと思えます。

なお、資料7を御覧ください。右側が現行の申し合わせ事項からクールビズに関する記載を抜粋したものでございます。今後の協議によりますが、区議会が区と同様に見直しした場合の申し合わせ事項の改訂案を左側に記載していますので、参考にしていただければと思います。

なお、会議規則第105条というのは、「議場に入る者は、服装を見苦しくないようにしなければならない。」と定めているところでございます。

説明は以上でございます。

吉田理事 ただいまの説明について、何かございますでしょうか。

脇坂理事 状況はよく分かりました。

議員記章の着用についてはどのようにお考えですか。

事務局次長 そちらにつきましても、今回、今までは、議員記章の着用を原則とするが、クールビズ期間中はこの限りではないというふうになっていたんですけども、記章につきましては別の項目で決まっておりますので、記章、第2条「議員の品位を保持し、区民との親和をはかるため、議員記章を制定する。」、「議員は、在職中記章をはい用するものとする。」ということで、そこに変更はないので、クールビズについての変更のところに限るということでございます。

松本（み）理事 改訂案の(1)「議員は、会議規則第105条を遵守しつつ」というところで、今御説明があったとおり、ここは見苦しくない服装をするということだと思えますけれども、ここはこういった会議規則の引用というよりは、非常に重要な点であり、懸念される点でもありますので、もう申し合わせの中に105条に書いてある内容を改めて記載するほうがよいのではないかと意見を申し上げます。

というのも、やはりこのことによって、これはちょっと主観も入るかもしれないんですけども、割と新生議会になってから、様々な服装であったりとか、多少そこに主張がいま見えるような服装みたいなことで、このあたりの議場に入って行く中での格好というか、あるべき姿ということについてもかなり見方が分かれているという部分があるんじゃないかなと思っていて、まずは見苦しくない格好だということに関してはきちんと強調し

ておきたいというところから、そういったことを提案したいなと思っております。

以上、意見といたします。

事務局次長 申し合わせ事項にあえて「会議規則第105条を遵守しつつ」というのは、今、松本委員からの御指摘を踏まえて、その旨を追加している内容ではあります。基本的には会議規則のことは皆さん遵守していただくというものですので、あえて「遵守しつつ」というのは入れているような改訂案としているところでございます。

安斉理事 言うつもりはなかったんだけど、多分男性は、今和装の方が1人いますけれども、それ以外の方は、ジャケットをつけて、夏は半袖で、ジャケットなしですけども、一般的なスーツみたいな感じで来られているのが、男性は現状はそうなのかなと私は認識しているんですね。ただ、女性の場合には、ファッションというか、その人の個人的な好みとかそういうのがあって、いろいろあるわけなんですけれども、ただ、これはどこまでその人の着ているものを制限するかとなると、はっきり言って答えがないので、交渉会派であれば、各幹事長さんがその辺を注意していただいて、ちょっとこれは違うなといったら、やれば良いと思いますし、あと少数会派であれば、やっぱり議長とかがちょっと言っていたいてやるような話しかないのかなと思います。これは多分厳格にはできないので、その程度にとどめておいたほうが良いのかなというふうに私は個人的には思います。ルールは定めておくんですけども、その都度、ちょっと奇抜な話とか、先ほども松本さんが言ったような、何か個人の主張が入っているようなものを身に着けているのであれば、それはやっぱり個別に対応せざるを得ないかなと思いますので、全体的なルールでそれは縛れないと思いますので、そういうことしかないのかなというふうに、感想というか、意見というか、思いはあります。

以上です。

吉田理事 ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。私が新人のときに、例えば女性だったら、本会議場にノースリーブの服装は好ましくないとか……。

安斉理事 肌の露出ということ。

吉田理事 露出ですね。あとスカート、あるいはキュロットみたいなので、やっぱりあまり短い、しゃがんだときに見えるようなものは着用すべきではないというふうに言われたんですが、それはどこかに書かれていたのか、それとも私が当時のやっぱり先輩たちから教わっていただけなのか、ないですか。

事務局次長 会議規則にはあくまでも服装の規定で、「議場に入る者は、服装を見苦しくないようにしなければならない。」という規則がありまして、あとは特別それ以外には申し合わせでもございませんので、その範囲で、良識の範囲でというふうな形、特別そのほ

かに定めているものはないと思います。

吉田理事 分かりました。

山田理事 私たちの会派も安斉理事の会派と同じ考えなんですけれども、結局、良識の範囲内だったり、見苦しくないというのは、それぞれの立場とか主観があるので、何か発生して、これは課題があるなというときは、また改めて議論すればよいのかなというふうに思います。

クールビズについては、もうこの気候と社会の要請からして、我々もそういったものに変更していくのは仕方ないことなのかなというふうに思っています。

以上です。

吉田理事 では、どうしましょう。クールビズの通年実施というほうの意見も出ましたが、区議会といたしましては、そちらの方向で……。

安斉理事 いいんじゃないですか。暑いんだもん。体に悪い。

松本（み）理事 4月も暑いですからね。

安斉理事 健康によくないよ。合理的にやったほうがいいよ。

吉田理事 分かりました。それでは、軽装の勤務を実施するという方向で皆様、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

吉田理事 それでは、5月1日以降は軽装勤務の通年実施を行うことといたします。

脇坂理事 なぜ5月1日。

事務局次長 区側に合わせて。

脇坂理事 そうすることか。では、臨時会は……。

松本（み）理事 臨時会はこのまま。

脇坂理事 それだったら、もう臨時会から、特に区に我々が倣ってやる必要はなくて、今日決定してしまっただけで、議運で決定してしまえば、もう臨時会から運用するということがいかがでしょうか。

事務局次長 一応4月25日の議運で決定しようかなと思っていたんです。

脇坂理事 今日でいいじゃない。

安斉理事 いいじゃない、しゃくし定規にやらなくたって。

事務局次長 それであれば、今日の議運で決定でも可能は可能ですので。

吉田理事 今日決定でよろしいですか。皆様も……。

事務局次長 この後議運に諮って決定というふうな、申し合わせの変更になりますので、議運の決定になりますので。

吉田理事 分かりました。では、この後の議運に諮って、皆様の御了承をいただければ、もう25日の臨時会から軽装の勤務の通年実施を行うことでいきたいと思えます。

また、申し合わせ事項の改訂内容については改めて確認してまいります。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会といたします。

(午前10時19分 閉会)